平成２９年（フ）第３５９号
広島県東広島市西条上市町６番32―102号
破産者　ぬのや株式会社
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０号
山口市大内矢田北５丁目７番30号
破産者　山口テクノビジョン株式会社
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
高知県安芸市伊尾木463番地２
破産者　有限会社土佐石材
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５２号
釧路市新野24番1086
破産者　丸井運輸株式会社
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６９９号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前７丁目23番地７
破産者　株式会社やまじゅん
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
千葉県銚子市橋本町2281番地の２
破産者　野中　愁平
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７９４号
横浜市青葉区みたけ台17番地48ハルシオンみたけ台105号
破産者　特定非営利活動法人リーフケアコンサルティング
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９９１号
神奈川県大和市上和田1589番地
破産者　有限会社桜栄建設
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
石川県輪島市宅田町７字37番地
破産者　株式会社エフ
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第２５号
高知県幡多郡大月町弘見1107番地１
破産者　重機建設株式会社
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第１１３号
鹿児島県霧島市隼人町真孝2500番地６
破産者　有限会社きりしま農産
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０９号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―２―208、前住所神奈川県平塚市根坂間179番地の１カターラ山口304号
破産者　鈴木　敏之
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４２０号
神奈川県厚木市妻田東３丁目19番13号　グリュークアネックスＡ102
破産者　藤田　光恵（旧姓嶋本）
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４４６号
神奈川県厚木市栄町２丁目５番11号　フェリーチェ　106、前住所神奈川県相模原市南区当麻2340番地
破産者　川田　信国
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４２号
神奈川県小田原市荻窪412番地
破産者　渡邉　光造
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４２５号
神奈川県厚木市妻田東３丁目26番28号
破産者　畠　　康大
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４４４号
神奈川県秦野市南矢名1016番地の３　ライオンズマンション東海大学前　402号
破産者　井出　光夫
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４５７号
神奈川県秦野市北矢名1302番地の２　横町貸家東３号棟、前住所神奈川県座間市相模が丘２丁目９番９号　みすず荘105号
破産者　板橋　友美
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３号
相模原市南区当麻1191番地２
破産者　相川　昌義
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３７３号
相模原市緑区西橋本３丁目８番26号
破産者　水越　　稔
1　決定年月日　平成29年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部